

分野別人権施策の推進

人権施策の推進にあたっては、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等にかかわる人権問題などを重要課題として設定し、この基本計画の理念を尊重し、総合計画や個別計画等に基づき、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

1 同和問題

「地対財特法」が失効しましたが、同和問題が解決されたと言える状況にはありません。「『同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である』という基本認識は、部落差別が現存する限り、変わることはない行政運営の基本でなければならない」とする2000（平成12）年の奈良県同和对策協議会建議を踏まえ、引き続き同和問題の解決に向けて取り組みます。これまでの同和行政の成果を大切にしながら、一般施策を有効かつ適切に実施するとともに、人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。

同和問題の解決に向けたこれまでの取組により、生活環境等が大幅に改善され、また、高校・大学の進学率の向上、広範な職種への就職など、多くの成果がみられます。

しかし、差別意識は依然として存在しており、結婚の際に、世間体や因習などにとらわれやすい意識とも絡み合い顕在化する場合があります。また、インターネットの持つ利便性を悪用した差別的な書き込みや差別落書き・差別投書など、匿名性の高い差別事象が後を絶っていません。

雇用においては、公正な採用選考の周知や差別のない雇用に向けた啓発活動の実施により、就職に際しての差別の問題は解消されてきましたが、引き続き、雇用主や採用担当者に対する同和問題やさまざまな人権問題に関する教育・啓発が必要です。

隣保館については、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割が期待されています。地域住民の意見や要望を踏まえて、魅力ある活動を展開していくための創意工夫を行うなど、より一層発展していくことが求められています。

ア 教育の推進

「人権教育推進プラン」に示されているように、これまでの同和教育の成果を踏まえ、「子どもや地域の現実から教育課題をとらえること」を大切にし、取組

を進めていきます。その際、幼児児童生徒の発達段階に応じて、課題を解決していくための知識・技能・態度の育成に努めます。

また、県内の地域史料の発掘による新たな部落史研究の成果に基づいた教育内容の創造や参加体験型学習の充実、交流活動の推進などに向けた研究を引き続き進め、各種研究団体等と連携しながら、部落差別を温存・助長しているものの見方や考え方をただすための取組をより積極的に展開していきます。

さらに、2003（平成15）年からの「国連識字の10年」の趣旨を大切にしながら、隣保館や集会所、児童館等で行われている識字学級など地域活動の充実に努めます。

イ 啓発活動の推進

同和問題啓発活動の推進の中で蓄積されてきた成果や各地の人権教育・啓発のさまざまな手法にも学びながら、人権尊重の視点からより効果的な啓発活動の推進に努めます。特に、相談事例や差別事象等を参考にしながら、県民の自主的・主体的な学習意欲を喚起するよう内容や手法を工夫するとともに、県立同和問題関係史料センターなど関係機関・団体と連携し、これまでの取組の中で蓄積された人権に関する情報の提供に努めます。

また、差別落書きやインターネット上への差別書き込み、ねたみ意識や忌避意識の解消のための取組を関係機関・団体等と連携協力して進めます。

「えせ同和行為」についても、同和問題の解決を妨げることになることから、「えせ同和行為」の排除に向け、国、県、関係機関・団体で構成する「エセ同和高額図書お断り110番連絡ネットワーク」において情報交換や連携強化に努めるとともに、同和問題についての啓発をさらに積極的に行うことにより、被害の未然防止に努めます。

ウ 隣保館活動の活性化

隣保館は、地域社会全体の中での福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして位置づけられています。老人憩いの家や公民館等とも連携を図りながら、地域のニーズを的確に捉え、生活上の各種相談事業、社会福祉等に関する総合的な活動及び人権問題についての理解を深めるための事業が展開されるよう支援に努めます。また、今後策定が予定されている市町村地域福祉計画とも連動して、地域福祉の拠点としての機能が強化されるよう働きかけるとともに、「福祉と人権のまちづくり」の一翼を担えるよう指導員の資質向上・意識改革のため各種研修等の支援にも努めます。

エ 産業・就労の取組

地場産業の振興については、それぞれの企業の経営の安定と向上を図るため、これまでの経緯を踏まえ、技術開発や販売促進、あるいは業務転換や経営相談など自立支援策の充実に努めます。

また、就職の機会均等を保持し、就職を促進するため、職業相談や求人情報の提供、就労に必要な技術・能力を向上させるための事業を進めます。雇用主や採用担当者に対する指導・啓発にも努めます。さらに、差別のない明るい職場づくりを進めるため、公正採用選考人権啓発推進員の設置を促進するとともに、公正採用選考人権啓発推進員の資質向上のための研修を充実します。

<主な関係法令・計画等>

- ・奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（H9.3公布）
- ・奈良県同和対策協議会建議「法期限後の同和行政のありかた」（H12.12）
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12.12公布）
- ・人権教育・啓発に関する基本計画（H14.3策定）
- ・同和対策審議会答申（S40.8）
- ・地域改善対策協議会意見具申（H8.5）

2 女性

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けことができ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

県では、国における法律等の整備と連動しながら、「奈良県男女共同参画推進条例」及び「なら男女共同参画プラン21」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け施策の総合的かつ計画的な推進に努めているところです。しかしながら、人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、いまだに女性に対する差別や偏見、固定的な役割分担意識が残存しているなど、女性が人権の侵害や不利益を被ったり、十分な活躍ができなかつたりする現状があります。ドメスティック・バイオレンス（DV）等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、その防止や被害者支援等の取組が必要です。また、特に女性問題は、他の人権問題と複雑に絡みあって存在している場合が多く、それらに留意して取組を進めることが大切です。

男女が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、政策形成・意思形成の場への女性の登用や積極的な参画を推進することが重要です。

雇用においては、制度面での男女均等の取扱いは着実に浸透しつつありますが、男女の固定的な役割分担意識の存在と、女性が育児・介護等の大半を担う現実が大きな要因となって、採用、昇格、役職への登用等において男女間の格差が見られます。また、そのことが男女の賃金格差の原因の一つとなっています。働く女性が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるためには、男女の均等な取扱の確保と、男女とも仕事と家庭の両立が可能となるような就業環境づくりが必要です。

さらに、家庭生活においても、性別にとらわれない多様な役割分担が求められており、男女共同参画社会の推進に向けた家庭教育の充実が必要です。

ア 男女平等・対等を実現するための意識改革

女性に対する差別の解消を図るため、ジェンダーに敏感な視点を定着させ、家庭・地域において根強く残っている性別役割分担意識の払しょくや慣習・慣行の見直しを呼びかけるとともに、さまざまな社会的不利益を被っている女性に対する支援を促進し、男女平等・対等の推進に向けた広報・啓発活動に努めます。

雇用における仕事と家庭の両立支援、男女の格差解消、機会均等に向けた効果

的な取組を推進するため、関係機関と連携を図りながら啓発を進めます。

また、学校・社会教育において男女平等・対等意識を醸成するとともに、家庭教育においても、家族の固定化された役割分担の見直しなど、互いの人権が尊重されるよう啓発に努めます。

イ 意思決定の場への女性の参画拡大

県の審議会等への女性の登用や、地方自治体女性職員の管理職等への登用を推進します。また、企業、団体等における、意思あるいは方針決定の場への女性の参画を促進するため、関係機関への情報提供及び関係機関等との連携・協力による女性の参画に向けた取組を進めます。

ウ 女性のエンパワーメント促進及びチャレンジ支援

女性のエンパワーメントを促進し、積極的な社会参加を図るため、県女性センター等での学習機会の提供に努めるとともに、学習活動・実践活動への支援に努めます。また、社会のあらゆる分野での女性のチャレンジを支援するための環境づくりに向け、情報提供及び関係行政機関等とのネットワークによる女性の能力開発等の施策を積極的に推進します。

さらに、多様な文化や価値観を認め、グローバルな視点で行動できる女性の育成を図るため、国際理解教育あるいは交流活動の推進に努めます。

エ 女性への暴力防止対策及び支援体制の整備

性の商品化やセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）など、あらゆる形態の女性に対する暴力を根絶するための広報・啓発活動を一層推進するとともに、暴力防止に向けた取組を地域で推進する人材の育成及び被害者が相談しやすい環境整備の充実を図ります。

特に、DV被害者への対応としては、被害者等の保護や自立支援体制の整備、同伴児に対する支援策の検討、地元に着した地域支援ネットワーク網の整備に努めます。また、被害者の保護とともに加害者への啓発等も視野に入れながら、DV防止に向けた取組にも努めます。

性犯罪被害者の不安を解消するため、時間外においても性犯罪に関する相談や被害の届出に女性警察官が対応できるよう体制の充実を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の心情に配慮した支援活動の推進に努めます。

オ 女性の身体的特性の尊重

低年齢から性に関する科学的知識を習得し、生命の大切さ、互いの性の尊重や一人の人間としての自尊感情を育てる性教育を推進します。また、女性の身体的

特性を尊重し、女性がその健康状態に応じて自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期の各ライフステージに応じた健康づくり体制の整備に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・奈良県男女共同参画推進条例（H13.7公布）
- ・なら男女共同参画プラン21（H14.2策定）
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（S47.7公布）
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（H3.5公布）
- ・男女共同参画社会基本法（H11.6公布）
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律（H12.5公布）
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（H13.4公布）

3 子ども

児童の権利の基本理念を定めた「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの人権の尊重及び保護に向けて取り組むとともに、子どもを安心して育てられる環境の整備を進めます。

子どもが権利の主体者であることへの理解は進んできているものの、一部の保護者に、子どもの権利を尊重することと気ままな行動を容認することを取り違えている実態が見られ、子どもの権利と保護者の責任について一層の啓発が必要です。

また、いじめや暴力行為は重大な子どもの人権の侵害となります。社会全体のモラルが低下していると指摘されている中で、子どもたちの生命を大切に作る心、他者の権利を尊重する心を育てることが大切です。子どもの日常生活に深くかかわっている教職員の資質の向上や保護者に対する子育て支援を行うことも必要です。

児童虐待については、近年の相談件数の急増に適切に対応できるよう、相談支援体制の充実を図る必要があります。また、虐待を受けた子どもについては、適切な保護とともに、家庭復帰の促進、アフターケアに向けた取組の強化が必要です。しかし、こども家庭相談センターだけでの対応には限界があり、身近な地域の関係機関が連携して対応するなど、虐待の早期発見や再発防止のための体制整備の充実が必要です。

さらに、性的感情を著しく刺激したりするおそれのある有害図書類（書籍・雑誌、ビデオ、DVD等）、インターネットの有害サイト、児童買春、覚せい剤等薬物乱用など、子どもを取り巻く社会環境はますます悪化しています。このような環境から子どもを守る気運を全国的に盛り上げるとともに、家庭、学校、地域、関係機関・団体が一体となった取組を一層強化する必要があります。

ア 子どもの人権の尊重

子どもの健全な成長発達を保障するためには、その基盤として、「子どもの最善の利益」が考慮され、子どもを権利の主体として尊重することが重要であり、「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の一層の普及・啓発と具現化に努めるとともに、教職員等に対する研修の強化・充実に努めます。

学校においては、人権尊重の精神の育成に取り組むとともに、児童生徒一人ひとりを大切に、個性を生かす学校づくりを進めます。

また、家庭においては、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、子どもの権利が尊重され、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう啓発に努めます。

イ いじめ問題等への取組

いじめ問題をはじめ不登校、校内暴力等の問題は、児童生徒の人権にかかわる重大な問題であるとの認識に立って、いじめ問題対策実行委員会において施策のあり方について検討します。また、相談体制の充実や教職員に対する研修等の実施に努めるとともに、市町村教育委員会や学校において、その予防や解決に向け充実した取組がなされるよう支援します。

さらに、児童生徒一人ひとりを多様な個性を持つ、かけがえのない存在として受け止め、学校教育の枠にとどまらず、家庭や地域、関係機関・団体との連携を積極的に進め、社会全体が一体となって取り組むべき課題であるとの認識を深めるよう啓発に努めます。

ウ 健全育成に向けての取組

覚せい剤等薬物乱用防止の取組や、児童買春、児童ポルノなど性の商品化を防止するための取組を家庭、学校、地域、関係機関・団体との連携を図りながら進めます。

また、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」に基づき、インターネットの有害情報に関する自主規制等についての取組を進めます。

さらに、自然体験や異年齢交流による社会性・自立性の育成、国際交流の支援、ボランティア活動等社会参加の場の提供等を通じて、人権尊重の精神と社会の一員としての役割の自覚を促し、視野の広いたくましい子どもの育成を目指します。

エ 教育相談体制の充実

子どもの社会生活への適応、子育てへの支援等を図るため、スクールカウンセラーの配置や各種相談事業など教育相談体制の充実を図るとともに、ひきこもりなどに対する訪問指導に努めます。また、教育相談や適応指導にかかわるノウハウを提供し、市町村の取組を支援していきます。

さらに、複雑・多様化する問題に対応できるよう、関係機関との連携を図り、相談体制の一層の充実に努めます。

オ 人権を尊重した就学前教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であることから、これまでの取組の成果を踏まえ、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの個性や発達段階に応じた保育を推進します。

また、人権尊重の視点に立った保育を一層推進するため、保育関係者の研修の充実に努めます。

カ 児童虐待防止対策の充実

虐待の発生予防・早期発見からその後の見守りやケアに至る切れ目のない相談支援体制の強化を図るため、市町村との適切な役割分担の下に、こども家庭相談センターの専門性の向上と市町村の取組への支援を進めます。また、市町村における学校、保育所、医療機関、保健所等の関係機関のネットワークの構築を促進し、情報の共有化と適切な連携による保護・自立支援を進めます。なお、虐待を受けた子どもが自ら気軽に相談できるように相談窓口の周知を図ります。

虐待を受けた子どもについては、適切なケアや治療を提供することにより心身の健全な発達と自立を促すとともに、虐待を行った親への適切な指導・支援により家族の養育機能の再生・強化に努めます。また、子どもの状況に応じた家庭的な環境において、きめ細かなケアが行えるよう里親制度の活用等に努めます。

虐待の発生を未然に防止するため、子育て支援体制や保健事業の充実などを進めるとともに、虐待を許さない社会づくりを進めるための啓発に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・奈良県青少年の健全育成に関する条例（S51.12公布）
- ・人権にかかる保育マニュアル（H11.3策定）
- ・児童福祉法（S22.12公布）
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（H11.5公布）
- ・児童虐待の防止等に関する法律（H12.5公布）

4 高齢者

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた知識・経験を生かし、高齢社会を支える重要な一員として社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重され、豊かに生きられる社会の実現を目指します。

わが国では、21世紀半ばには3人に1人が高齢者になると予測されており、着実に超高齢社会へと進んでいます。そのため、本県では国のゴールドプラン21に基づき、高齢社会をめぐる重要な課題に対し、高齢者の自立支援の基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにする「奈良県老人保健福祉計画」を策定し、高齢者が住み慣れた家庭や地域で、健康で生き生きと安心して生活を送ることができるよう努めています。

一方、高齢者の増加により、介護問題が老後生活の最大の不安要因となっている中、2000（平成12）年4月に国民の共同連帯の理念に基づき、介護の必要な人々を社会全体で支える仕組みとして、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供する介護保険制度が施行されました。安心して福祉サービスを利用できるよう高齢者の権利擁護に努める必要があります。

近年、高齢者に対するいじめ、暴力、遺棄、財産奪取、悪質な商行為等により高齢者の人権が著しく侵害されたり、高齢者の孤独死や自殺の増加といった深刻な社会問題が生じています。このような状況を防止し、高齢者とその家族を支援していくためには、「地域福祉計画」の理念を踏まえながら、今後、地域全体で高齢者を支える仕組みを構築するとともに、地域社会づくりの担い手となる地域住民の活動を支援する必要があります。

ア 生きがいづくり事業の充実

（財）健やか奈良支援財団における生きがいと健康づくりの諸事業を充実させ、実効あるものとするよう工夫を図り、地域全体で高齢者を支える仕組みを構築し、地域住民活動を地域社会づくりの中心となるよう支援していきます。また、高齢者が参加できるボランティア活動の情報提供に努めます。

イ 啓発活動の推進

高齢者は、長年にわたり地域社会の発展にかかわってきた人々であり、尊敬の念を持って接することや、高齢者の人格やプライバシーに十分配慮することが大切です。「敬老の日・高齢者保健福祉月間」（9月）におけるキャンペーンを中心に、さまざまな啓発事業を積極的に実施し、県民の意識の高揚に努めます。

また、県営福祉パークの福祉体験館や地域の福祉施設を活用した高齢者介護の実習等を通じて、地域住民及び小・中・高校生等への介護知識・介護技術の普及

に努めます。さらに、介護機器の展示・相談等を通じ、「高齢社会は住民全体で支えるもの」という考え方と実践を啓発します。

高齢化が進んだ現在では、単なる寿命ではなく、健康寿命の延長を目指して、食生活や運動習慣など身近なことを地域社会に広く浸透させ、子どもから高齢者まで各世代の健康増進を進めるとともに、社会全体で健康増進に取り組む新しい健康づくり運動を展開します。

ウ 就労の機会の確保

高齢者が長年にわたり培ってきた知識・経験等を活かし、可能な限り社会の担い手としての役割を果たすことができる社会を実現するため、65歳までの継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に努めます。また、シルバー人材センターを活用して、自らの労働能力を活かし、生きがいの充実や積極的な社会参加を希望する高齢者の就業機会を提供するなど、働き続けることができる環境づくりを目指します。

エ 高齢者の自立と社会参加の支援

高齢者に対する人権侵害の発生を防止するとともに、介護や日常生活について気軽に相談できるよう、県高齢者総合相談センターなどの相談窓口業務を充実します。また、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者が地域で安全に生活できるよう、県民・事業者・行政が主体的かつ連携して福祉のまちづくりに取り組む機運の醸成に努めるとともに、高齢者を支援するボランティア活動を推進します。

オ 高齢者の権利擁護の充実

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごすことができる社会を構築するため、高齢者の人間としての尊厳の確保、プライバシーの保護などに十分な配慮がなされなければなりません。そのためには、判断能力が不十分な人も安心して福祉サービスを利用できるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用促進など、権利擁護の視点に立った支援体制の整備・充実を図ります。

<主な関係法令・計画等>

- ・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（H7.3公布）
- ・奈良県老人保健福祉計画（H15.3改訂）
- ・奈良県介護保険事業支援計画（H15.3改訂）
- ・老人福祉法（S38.7公布）
- ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律（S46.5公布）
- ・高齢社会対策基本法（H7.11公布）
- ・介護保険法（H9.12公布）

5 障害者

障害のある人も障害のない人と同じように生活し活動する社会を目指して、ノーマライゼーションの理念の下に、障害者の自立と社会・経済・文化その他のあらゆる分野への「完全参加と平等」に向けた施策を進めていきます。

県内の障害者は、重度化や重複化、高齢化が進むとともに、年々増加する傾向にあります。そのような状況の中、障害のある人も障害のない人も、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら共に生活するという「ノーマライゼーション」の考え方が定着してきました。また、障害者自身の自立意識や社会参加への意識、生活の質の向上への意識も高まってきました。しかし、障害や障害者に対する偏見や誤った認識から、本人や家族が差別的な言動を受けるなど人権を傷つけられたり、自立や社会参加を妨げられたりするなどのさまざまなバリア（障壁）があります。

本県においては、国の障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画の策定を受け、障害者の声や地域福祉の担い手である県民の声を反映させた、「奈良県障害者長期計画2005～ともに生きる～」を策定し、ノーマライゼーションの理念の実現に向けての取組を進めます。

また、これまでの措置制度を改め、地域での自立した生活ができるよう支援し、利用者自らの選択による適切なサービスの提供を目的として、身体障害者や知的障害者にとっては支援費制度が、精神障害者にとっては市町村における在宅生活支援事業が導入されました。安心して生活ができるよう障害者の権利擁護に努める必要があります。

学校においては、障害のある子ども（学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等により特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒を含む）の教育的なニーズを把握し、一人ひとりに応じたきめ細かな教育を推進する必要があります。また、障害を理解し合い、共に生きる社会の実現に向けて、家庭や地域社会との連携を深めながら、交流教育を進めることが必要です。

ア 啓発活動の推進

障害者の自立と社会参加への意欲を高め、県民の障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、「心身障害者福祉強調月間」（10月）、「障害者の日」（12月9日）、「精神保健福祉普及運動」（10月）等の機会におけるキャンペーン活動やマスメディアの活用など、啓発の充実を図ります。また、障害や障害者に対する理解の不足から生じる差別や偏見の解消に努めます。

イ ふれあいの機会の拡大

障害のある人が参加する各種スポーツ大会や障害者スポーツ大会などの着実な実施は、障害者が自ら障害を克服し、社会参加を促すという大きな役割を果たすとともに、スポーツを通じて地域の人々との交流の輪を広げ、相互理解を深め、ひいては障害者問題に対して社会の理解と認識を深めるという役割をも担っています。障害のある人と障害のない人がふれあえるスポーツ活動、文化活動、交流イベント等を開催し、社会参加を促進するとともに、障害者が積極的に参加できるように支援します。

また、県民が地域において、それぞれの立場で介護等のボランティア活動に参加し、その活動の輪が広がるよう、これらの活動に関する情報の提供やボランティア活動への参加の呼びかけにも努めます。

ウ 教育の推進

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を促進するため、早期療育・教育や障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様で、きめ細かい教育を展開します。また、保護者に対する就学等についての相談体制の充実を図ります。

障害に関する正しい理解を深めるための教育も推進します。特に、幼少時からの継続的な取組が重要であることから、保育所・幼稚園、小・中・高等学校において、交流教育等を計画的に推進します。

さらに、地域において、障害のある幼児児童生徒に対する教育相談を適切に進めるため、市町村の教育相談担当者の資質向上のための支援を行います。

エ 障害者の自立・社会参加の支援

「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者が地域で安全に生活できるよう福祉のまちづくりを推進し、県民の意識の高揚に努めるとともに、身体障害者補助犬の施設への受入れなど、社会参加機会を広げる取組の周知にも努めます。

また、障害者が自立した生活を送ることができるように、障害者雇用促進月間を中心とした啓発活動や障害者雇用セミナー等の開催などにより、障害者の就職機会の拡大、継続的な雇用の確保を図るとともに、障害者の個性に配慮した的確な職業・就労相談や生活等に関する相談の体制整備にも努めます。

オ 障害者の権利擁護の充実

障害者が地域で安心して生活できるよう財産管理にとどまらず日常生活の相談・支援の充実に努めるとともに、判断能力が十分でない人の財産権を守るため、福

社サービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。

<主な関係法令・計画等>

- ・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（H7.3公布）
- ・身体障害者福祉法（S24.12公布）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（S25.5公布）
- ・知的障害者福祉法（S35.3公布）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（S35.7公布）
- ・障害者基本法（S45.5公布）
- ・社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（H12.6公布）
- ・身体障害者補助犬法（H14.5公布）

6 外国人

異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を高めるなど県民の国際理解を促進するとともに、多様な文化・習慣・価値観等を尊重し、民族や国籍を越えて、人として尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される共生社会の実現に努めます。

県内に在住する外国人は増加の傾向にあり、2003（平成15）年末現在、1万人を超え、国籍は80か国に及んでいます。そのうち約50％は、韓国・朝鮮籍の人々であり、これらの人々の多くは歴史的な経緯によって、第二次世界大戦の以前から生活している人々とその子孫です。

戦後、60年近く経た現在も、在日韓国・朝鮮人に対する差別や偏見は依然として存在し、民間住宅への入居拒否や就労に関する不利な取扱いを受けるといった問題が生じています。

また、国際化が進展する中、アジアや中南米等の国々から来日し県内で暮らす外国人と地域において接する機会が増えてきていますが、言語や習慣・文化の違い等により相互理解が十分図れないことから、さまざまな問題も起こっています。

このような問題をなくすためには、県民一人ひとりが、在日韓国・朝鮮人をはじめ日本に居住する外国人について、その歴史を正しく認識し、多様な文化・習慣・価値観等を尊重するとともに、国籍や民族を越えて人として尊重し合い、すべての人々の人権が保障される共生社会の実現に努めることが大切です。

ア 教育・啓発活動の推進

在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針に沿って、在日外国人教育及び国際理解教育を推進し、互いの国の生活や文化などについて正しく理解させるとともに、在日外国人児童生徒が偏見や差別にうちかつ力を養うよう指導に努めます。

また、在日韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人に対する差別や偏見を解消するため、文化や歴史についての正しい認識を醸成するなど、啓発活動の充実に努めます。

イ 国際理解の推進

県民一人ひとりが国際人としての自覚を持ち、異なる文化を持った外国人との相互理解を深めるため、国際交流・協力事業を活用した多文化理解の促進や地域における交流機会を充実します。

また、県民の国際的な視野を広げ、国際理解を推進するため、セミナー等を開

催するとともに、国際化の進展に対応するため、ITを活用した情報交換の推進を図ります。

ウ 生活情報等の提供

日常生活を送るために必要な日本語を習得していない外国人には、地域社会や医療機関などのさまざまな場で、不安や不自由さを感じるなどの課題があります。このことから、通訳ボランティア制度の整備や多言語での情報提供を促進します。

また、県内の大学などで勉学する留学生の支援、外国人に対する相談システムや日本語講座の充実、公共施設への外国語表記など、外国人が住みやすい環境づくりを推進します。

エ 日本語教育の推進

日本で居住し、生活する外国人にとっては、生活言語としての日本語の習得が極めて重要であるとの認識のもと、市町村や民間団体と連携しながら、日本語の基礎を学習する機会の提供に努めます。

具体的には、市町村や民間団体等が実施している各種講座への支援や、学校において日本語教育が必要な児童生徒のためのテキストの作成、日本語指導教員の配置及び指導資料の作成、帰国生徒等特例措置実施高等学校での日本語指導の充実などに努めます。

オ 就職の機会均等の確保

国内での生活基盤を確立するためには、就労の機会均等の確保が重要となります。企業主並びに公正採用選考人権啓発推進員に対し、外国人の就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立を図るよう指導・啓発に努めます。

カ 厚生援護・住宅問題への取組

保健・福祉等の制度について、外国人が不利益とならないよう制度の周知に努めるとともに、賃貸住宅等への入居については、外国人であるという理由で入居を断ったり、制限したりすることのないよう、関係業界団体等への指導に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針（S61.6通知）
- ・奈良県国際交流・協力推進大綱（H15.3改訂）

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

感染症などについての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染症患者等が安心して医療を受けることができる医療環境の整備、社会の構成員として地域社会で生活しやすい環境の整備に努めます。

我が国の社会においては、今なお、さまざまな病気についての正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特に、エイズやハンセン病をはじめとした感染症に対する認識が不十分であり、感染症患者及びその家族に対する差別や偏見がみられます。さらに、SARS等の新感染症に対する県民の不安から人権侵害を引き起こす事態も考えられます。

病気や感染症に関する人権侵害をなくすため、正しい情報の提供など啓発に努めるとともに、感染症患者や家族が安心して生活できる社会を実現していく取組が必要です。

また、医師や看護師等の医療従事者には、マニュアルの作成や研修等を通して人権意識の徹底が図られていますが、今後は、病院全体として、感染症患者や家族と接する機会の多い職員等に対しても研修を進める必要があります。

なお、その他さまざまな疾病により、通常の社会生活を困難としている患者が存在しています。そうした疾病に対する医療対策・予防対策についても、さらに強化することが大切です。

ア 学校教育の充実

近年、HIV感染者が若年層に広がる傾向にあります。病気や感染症に対する正しい理解と認識を深める保健指導等の充実に努めるとともに、性教育（エイズ教育）の一層の推進を図るための指導資料を作成し、教育活動全体での取組の充実に努めます。

イ 啓発活動の推進

感染症患者及びその家族に対する差別や偏見をなくし、人間としての尊厳と自由を認め合い、共に生きる社会をつくるため、エイズやハンセン病等に関する正しい知識と理解を深める啓発活動に努めます。特にエイズについては、若年層に対する知識の普及啓発をこれまで以上に進めていくとともに、「世界エイズデー」に合わせた啓発普及活動、市町村におけるさまざまな機会を通じての啓発活動にも取り組みます。また、ハンセン病については、治癒した後も無理解と偏見により忌避される事象も生じていることから、なお一層の啓発に努めます。

その他「健康なら21計画」の普及など生活習慣病等についての啓発に努めます。

ウ 医療体制の整備・充実と医療関係者の研修強化

県立医科大学附属病院に第1種感染症指定病床などの設備等を備えた感染症センターを設置するなど、感染症に対する医療体制の充実を図るとともに、その他生活習慣病等に対しても、今後とも必要な医療体制の整備に努めます。

医師・看護師・医療技術者などの医療従事者等に対し、感染症患者及び家族のプライバシーの保護や人権を尊重するための研修会等の充実に努めます。感染症患者や家族と接する機会の多い職員や病院ボランティア等に対しても、研修を実施します。

また、卒後医師臨床研修の必修化に伴い、研修プログラムの中に人権研修を取り入れ、医師の人権意識の向上に努めます。

エ 自立・社会参加の支援

感染症患者が自立した生活を送れるよう、関係機関と連携して事業主の理解を求め、職場の確保等に努めるとともに、プライバシーに配慮した治療体制の整備と相談体制の充実に努めます。

また、保健所等における相談・検査及び県立医科大学附属病院でのカウンセラーによる相談・生活支援に努めます。

さらに、ハンセン病療養所入所者との交流や社会復帰への支援に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・奈良県エイズ対策基本方針（H5.6策定）
- ・らい予防法の廃止に関する法律（H8.3公布）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（H10.10公布）

8 アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、独自の伝統を有し、アイヌ語や独自の風俗習慣をはじめとする固有の文化を発展させてきました。しかし、今日、十分な保存・伝承が図られているとは言いがたい状況にあります。

アイヌの人々の歴史や現状については、小・中学校の社会科等の教科書に取り上げられており、教科指導に関する研修等により、教職員の資質向上に努め、人権尊重の観点に立った教育を推進します。

また、さまざまな民族が共生し、多様な文化が存在することで豊かな社会が築かれるという認識のもと、国及び関係機関と連携し、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌ文化の振興や、長い歴史の中で培われ、伝えられてきたアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律
(H9.5公布)

9 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、地域社会からの偏見や就労の問題があります。地域社会に復帰して社会生活を営むにあたっては、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、家族や職場、地域社会など周囲の人たちの正しい理解と協力が不可欠です。

刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくし、これらの人の社会復帰に向けて啓発活動の推進に努めます。また、自立した生活を送れるよう、関係機関との連携を図り、相談支援に努めます。

10 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族については、犯罪行為によって受ける直接的な被害だけでなく、その後の捜査や裁判の過程での精神的負担や時間的・経済的負担、さらには、マスコミの取材・報道による二次被害を受けることなどが社会問題化しています。

このような中、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」や「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」といった犯罪被害者の人権に配慮し、保護や救済を図るための法整備が進められており、本県においても、警察を中心に被害者等のニーズに対応した相談などの支援活動を行っています。

今後とも、行政、司法、民間などより多くの機関・団体との協力・連携を図り、被害者の立場やニーズを踏まえた支援活動をさらに推進していくとともに、県民に対しても、犯罪被害者の心情に配慮した行動がとられるよう、啓発に努めます。

11 インターネットによる人権侵害

インターネットの持つ匿名性や利便性を悪用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の情報を掲載するなどの人権を侵害する行為等が増加しています。

インターネットによる人権侵害に対しては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、メディア・リテラシーを身につけることができるよう、生涯を通じた学習活動を推進していきます。

さらに、インターネット掲示板上の差別書き込みに対して啓発活動に取り組んでいる市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会と連携し、より効果的な取組の推進に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
(H13.11公布)

12 その他

県内には日本に帰国した中国残留邦人とその家族が生活を営んでおり、これらの人々に対する正しい認識と理解を深め、言葉や生活習慣の相違を克服し早期に自立できるよう支援に努めます。また、「性同一性障害者」、「ホームレス」への偏見など、さまざまな人権に関する問題についても、多様な機会を通して、人権意識の高揚等に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (H6.4公布)
- ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (H14.8公布)
- ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (H15.7公布)